平成２４年（フ）第２３４１号
名古屋市中川区東起町３丁目16番地　サンモールⅡ冨信２Ｂ号
債務者　岩田　吉弘
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３４２号
名古屋市中川区東起町３丁目16番地　サンモールⅡ冨信２Ｂ号
債務者　岩田　未惠（旧姓塩野）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３４３号
名古屋市中川区東起町３丁目16番地　サンモール冨信Ⅱ301号、住民票上の住所名古屋市中川区東起町２丁目13番地　ジェミニｉ10号
債務者　塩野　惠史
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３４４号
名古屋市中川区東起町３丁目16番地　サンモール冨信Ⅱ301号、住民票上の住所名古屋市中川区東起町２丁目13番地　ジェミニｉ10号
債務者　稲葉　洋子（旧姓塩野）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３６７号
名古屋市中川区東起町２丁目13番地　ジェミニｉ10号
債務者　塩野　俊美
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９５号
和歌山市田尻190番地の１　東和第９団地１－１
債務者　寺本　康行
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２６７９号
札幌市中央区宮の森４条５丁目１番18号　ノヴァ宮の森202号
債務者　山形千登勢
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３０４号
札幌市北区新琴似11条16丁目９番３号
債務者　堀　　玲宏
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３２号
札幌市中央区南７条西12丁目４番16―202号
債務者　長谷部大成
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６４号
札幌市手稲区曙９条２丁目５番12号
債務者　佐藤　勝義
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３８４号
北海道北広島市美沢３丁目10番地９　藤ハイツ第３　203号
債務者　喜多　宏志
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５号
北海道網走郡美幌町字栄町２丁目６番地の３　コーポ杉の子１号室
債務者　加藤　春香
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第１２５号
埼玉県飯能市大字下川崎652番地１
債務者　金子美恵子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第９９号
埼玉県本庄市本庄３丁目12番10号　ドミール本庄203号
債務者　堺　　大輔
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１４号
千葉県山武市松ヶ谷ロ2778番地12
債務者　吉久　　節
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第７号
新潟県三条市上保内丙65番地１
債務者　宮嶋　庄七
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第１１号
新潟県燕市三王渕120番地
債務者　細川　朝子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで　新潟地方裁判所三条支部